

寝屋川市野外活動センター指定管理者選定までの経過

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市野外活動センター
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人ナック
所在地 大阪府大阪市北区大淀南一丁目9番16号
理事長 松 林 寛
- (3) 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数（説明会 令和元年8月22日実施）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

- (2) 申請書の提出数（受付期間 令和元年8月23日～8月29日）

法人等の種類	計
特定非営利活動法人	
1	1

3 指定管理者選定委員会（令和元年9月10日設置）

- (1) 構成（計5人）

- ア 公募により選出した寝屋川市の区域内に住所を有する者 1人
- イ 経営に関する知識を有する者 1人
- ウ 学識経験を有する者 1人
- エ 寝屋川市社会教育委員 1人
- オ 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長 1人

- (2) 開催経過

- ア 第1回（令和元年9月10日）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次審査（書類審査）及び第2次審

査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準及び審査項目並びに採点方法の確認及び決定

イ 第2回（令和元年10月10日）

第1次審査の結果確認及び総括、第2次審査の実施及び結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市野外活動センター（以下「野外活動センター」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体（指定管理者の候補者）を選定するため、第1次審査及び第2次審査を実施した。

ア 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 安定した管理運営を行う経営状態であり、その実績があること。
- b 基本方針及び運営計画が優れており、施設を効果的に管理運営できるような提案があること。
- c 広報活動が積極的であり、集客促進策が優れていること。
- d 維持管理の方針及び取組の提案が優れていること。
- e 事業計画に事業の実施について明記されており、野外活動その他社会教育に係る学習の場を提供することなど、設置目的が効果的に果たされるような提案があること。
- f 収支予算書の記載内容（見積額等）が適正であり、経費縮減が図られていること。
- g 設置目的に合った運営スタッフを配置するなど、人員配置計画が適正であること。
- h 職員研修が適正であり、かつ、効果的に行われる見込みがあること。
- i 個人情報保護及び情報公開の取組並びに危機管理対策が適正であること。
- j 総合的にみて提案内容が優れていること。

【管理運営の実績】

- k 当該施設に係る管理運営の実績

(イ) 配点及び合格最低点

上記の a ～ j の各審査項目について 10 点満点で合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を申請者の得点とした。項目 k は選定委員会が承認した実績に関する評価の結果に基づき配点を行うこととした。

また、合計点の合格最低点を 70 点とし、a ～ j の各項目については合格最低点を 4 点とした。

(ウ) 審査結果

提出書類を基に審査項目 a ～ j の審査を行った。

審査項目 k については、教育委員会事務局から、『平成 27 年度から平成 30 年度までの「指定管理者制度導入施設に対する実績検証結果」の適正比率はいずれも 100 パーセントであること、及び「指定管理者制度の導入及び運用指針」別紙 2 に係る評価項目の 10 項目のうち 6 項目の評価が「○」であることから、総合評価を A とする』との説明を受け、当該評価とすることを承認した。

	項目	配点	特定非営利活動法人ナック
審査項目	a	10	8.8
	b	10	7.8
	c	10	7.8
	d	10	7.8
	e	10	8.6
	f	10	7.4
	g	10	8.4
	h	10	8.8
	i	10	9.0
	j	10	8.4
小計		100	82.8
管理運営の実績	k	10	5
合計			87.8

合計得点及び a ～ j の各項目の得点が合格最低点以上であるため、合

格とした。

また、第1次審査の得点は、第2次審査に持ち越さないこととした。

イ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準

【審査項目】

- a 指定管理者指定申請の動機について
- b 野外活動センターの管理について
- c 野外活動センターの運営について
- d 人的課題について
- e 収支について
- f 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

申請者によるプレゼンテーション及びそれに対する選定委員によるヒアリング結果に基づき、(ア)の審査項目ごとに審査を行うものとし、配点はa～eの各項目を15点満点・fを25点満点で合計100点満点とし、選定委員5人の平均点を申請者の得点として審査を行った。

また、合格最低点を70点とした。

(ウ) 審査結果

項目	配点	特定非営利活動法人ナック
a	15	12.4
b	15	12.2
c	15	12.8
d	15	11.2
e	15	10.2
f	25	20.8
合計	100	79.6

(4) 選定結果

申請者の得点は合格最低点以上であり、選定委員による意見交換を行った

結果、特定非営利活動法人ナックを、指定管理者の候補者として選定した。

4 寝屋川市野外活動センター指定管理者の指定

寝屋川市教育委員会は、選定委員会の選定結果を受け、特定非営利活動法人ナックを指定管理者の候補者として決定し、令和元年 12 月市議会にて指定管理者の指定について、議決を得て令和元年 12 月 17 日に告示した。